

## 年金法令・制度運営（問題）

### 【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。  
特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。

（例. 「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」）

問題 1. 次の設問 1 から設問 8 の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。  
なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。（25 点）

設問 1. 次は、通知「確定給付企業年金制度について」の別紙「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」に規定する「給付の額を減額する場合の取扱い」に関する記述である。

### 2 給付の額を減額する場合の取扱い

(1) 給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる事項について留意すること。

① 確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第5条第2号の「掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難と見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ない」ことにより給付の額を減額する場合において、確定給付企業年金について（ a ）の規約変更を行っている場合には、当該規約変更時から原則として（ b ）が経過していること。なお、次のアからウのいずれかに該当する場合には規則同条同号に該当するものとして取り扱うこと。

ア 過去（ b ）間程度のうち過半数の期において、実施事業所の事業主（以下この①において「事業主」という。）の（ c ）がマイナス又はその見込みであること。

イ 給付の額を減額しない場合に増加する掛金の額が事業主の（ c ）の過去（ b ）間程度の平均の概ね（ d ）となっていること。

ウ 複数の事業主で確定給付企業年金を実施している場合については、アに該当する事業主が全事業主の概ね（ e ）又はイに該当する事業主が全事業主の概ね（ f ）となっていること。ただし、一部の事業主が連結決算を行っている場合は、当該事業主を一の事業主として、当該事業主の増加する掛金の額の合計及び連結決算における（ c ）を用いることができること。

② 規則第5条第3号の「やむを得ないこと」とは、（ g ）により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなるため、当該格差を是正する必要がある場合をいうこと（規則第12条第2号及び規則附則第5条第1項の「やむを得ない」も同様。）。

③ 給付設計の変更日における加入者に対して、（ h ）するための適切な経過措置を講じること。経過措置を講じることが困難な場合にあっては、その旨を加入者に十分に説明した上で、給付の額を減額するものであること。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 3年	(イ) 5年	(ウ) 7年	(エ) 10年
(オ) 1割以上	(カ) 1割5分以上	(キ) 2割以上	(ク) 2割5分以上
(ケ) 3割以上	(コ) 3割5分以上	(ク) 4割以上	(シ) 4割5分以上
(ス) 5割以上	(セ) 6割以上	(ソ) 7割以上	(タ) 8割以上
(チ) 当期経常利益	(ツ) 当期営業利益	(テ) 当期純利益	(ト) 税引前当期純利益
(チ) 財政再計算	(ニ) 合併等	(ヌ) 掛金の変更	(ネ) 給付改善
(リ) 給付の額の減額	(ハ) 分割等	(ヒ) 営業譲渡等	(7) 権利義務の移転等
(ハ) 受給権を保全		(ホ) 変更前の最低積立基準額を保証	
(マ) 変更前の一時金相当額を保証		(ニ) 変更前の給付水準を保証	

設問 2. 次は、通知「確定給付企業年金制度について」の別紙「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」に規定する「加入者とする事についての「一定の資格」の内容」に関する記述である。

1 加入者とする事についての「一定の資格」の内容

(略)

(1) 法第 4 条第 4 号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

① 「一定の職種」

「一定の職種」に属する従業員のみ加入者とする事。この場合において、「職種」とは、研究職、営業職、事務職などの労働協約又は就業規則その他これらに準ずるもの(以下「労働協約等」という。)において規定される職種をいい、これらの職種に属する従業員に係る給与及び退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員の労働条件とは別に規定されているものであること。

② 「一定の( a )」、「一定の年齢」

従業員が労働協約等に定める見習期間中若しくは試用期間中であること又は労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない期間中であることなど加入者としないうことに合理的な理由がある場合にあつて、「一定の( a )」以上又は「一定の年齢」以上若しくは以下の従業員のみを加入者とする事。この場合にあつては、「一定の( a )」以上の従業員のみを加入者とする場合にあつては( b )以上の( a )を有する従業員について、「一定の年齢」以上の従業員のみを加入者とする場合にあつては( c )以上の従業員について、「一定の年齢」未満の従業員のみを加入者とする場合にあつては( d )未満の従業員については、少なくともこれを加入者とするものであること。

③ 「希望する者」

従業員のうち、「加入者となる事を希望した者」のみを加入者とする事(この場合にあつては、加入者がその資格を( e )することを任意に選択できるものではなく、かつ、将来にわたつて安定的な( f )が確保されるように制度設計上配慮されていること。また、令第 4 条第 1 号の規定により、加入者はその資格を任意に( e )することはできないこととされていること。)

④ 「休職等期間中ではない者」

(以下略)

【選択肢】

(ア) 加入者期間	(イ) 勤続期間	(ウ) 被用者期間	(エ) 被保険者期間
(カ) 3 年	(カ) 5 年	(キ) 10 年	(ク) 20 年
(ク) 20 歳	(コ) 25 歳	(ク) 30 歳	(ケ) 35 歳
(ク) 50 歳	(セ) 55 歳	(コ) 60 歳	(ケ) 65 歳
(フ) 停止	(ツ) 取得	(ケ) 喪失	(ト) 返上
(ト) 加入者数	(ニ) 掛金等収入	(ヌ) 財政基盤	(ネ) 新規加入者数

設問 3. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「IAS19 に関する数理実務基準」に規定する「数理上の仮定」及び「数理上の仮定を選定する方法」に関する記述である。

16. 数理上の仮定

数理上の仮定は、退職給付を支給する最終的なコストを決定する変数であって、偏りがなく、互いに（ a ）であり、対象企業の最善の見積りとして、対象企業を選定する責任がある。会員は、本専門業務で用いる数理上の仮定を選定又はその（ b ）について、依頼主に助言を行う場合がある。その場合には、会員は、defined benefitの退職給付、termination benefits、又は、other long-term benefitsを測定するために用いる数理上の仮定に関するIAS19の要求を考慮し、かつ、第27項「数理上の仮定又は方法の提示と指示」に従う。指示された数理上の仮定を用いる場合には、会員は、第27項②「数理上の仮定又は方法が依頼主又は他者によって指示される場合」に従う。

17. 数理上の仮定を選定する方法

数理上の仮定を選定又はその（ b ）について依頼主に助言を行うにあたって、会員は、次を行う。

- ① 会員は、本専門業務を行うために必要な数理上の仮定の種類を特定する。
  - ② 会員は、数理上の仮定の種類毎に関連する情報を（ c ）する。
    - a. 金融経済的な仮定に関して、会員は、測定日における市場に内在する期待及びその他の情報を吟味する。そのような情報には、例えば、次がある。
      - ・ （ d ）、又は、政府債の利回り
      - ・ 名目債、及び、物価連動債の利回り
      - ・ 物価指数の近時の変動や将来の見通し
      - ・ 雇用統計データやその将来予測
      - ・ その他の該当する（ e ）
      - ・ 専門家による分析
- 対象企業が（ f ）に影響を与えることができるものについては、会員は、対象企業の予想を考慮する場合がある。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 合理性	(イ) 正確性	(ウ) 簡便性	(エ) 根拠性
(オ) 社債	(ホ) 国債	(キ) 安全性の高い債券	(ク) 海外の社債
(ケ) 現在の状況	(コ) 将来の実態	(サ) 今後の計算結果	(シ) 現時点の数値
(ス) 評価	(セ) 検証	(ソ) 最新に	(タ) 整理
(チ) 網羅的	(ツ) 独立的	(テ) 整合的	(ト) 関連的
(ナ) 人口統計データ	(ニ) 数理データ	(ヌ) 会計データ	(ネ) 経済データ

設問 4. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に規定する「予想昇給率」に関する記述である。

### 3.4 予想昇給率

適用指針第 28 項では、「予想昇給率は、個別企業における（ a ）、平均給与の実態分布及び過去の昇給実績等に基づき、合理的に推定して算定する。」とされている。

予想昇給率の設定にあたっては、本専門業務を行う対象となる退職給付において給付額算定の基礎となる給与（以下、「対象給与」という。）の特性に留意する。対象給与の特性は、例えば、次のような観点で把握する。

- 実際に支給される給与を構成するかどうか  
実際に支給される給与を構成する場合、その全部か一部か
- （ b ）が自動的に反映するかどうか
- 特定の金額や特定の年齢で頭打ちとなるかどうか

日本では、予想昇給率は、対象給与の昇給が、年齢や（ c ）との相関が見られる部分と、（ b ）に相当する部分から構成されると考えて推定することが適当な場合が多い。

- 年齢や（ c ）との相関が見られる部分：  
これは、経験の蓄積や雇用主への貢献に応じて昇給する部分などを指しているものである。対象給与のデータを基に（ d ）を推定することで、予想昇給率を推定する数理的な方法がある。適用対象者数が少ないなどのために、予想昇給率を合理的に推定するための対象給与のデータを十分得られない場合は、例えば、（ e ）で使用している予想昇給率、所属する業種の（ f ）を基にした推定、又は、それらに対して対象給与の特性や対象給与のデータに基づく合理的な補正を行うことを検討する。  
給与体系の変更等により、対象給与のデータを基にすることが適当ではない場合は、給与体系の変更内容や（ g ）など、十分な情報収集を行った上で予想昇給率を設定する。
- （ b ）に相当する部分：  
（ b ）に相当する部分については、（ h ）や生産性の向上の見込み等から合理的に予想して、予想昇給率に含める。

【選択肢】

(ア) パフォーマンス	(イ) 役割・成果	(ウ) ベースアップ	(エ) 昇格
(オ) インフレーション	(カ) 中央銀行の通貨政策	(キ) 環境の変化	(ク) 能力・業績評価
(ケ) 他の DB 制度	(コ) 他社	(サ) 同規模の企業	(シ) 同業種の類似企業
(ス) 給与規程	(セ) 昇給に係る運営方針	(ソ) 人員構成	(タ) 退職金規程
(チ) 昇給実績	(ツ) 経験データ	(テ) 実態	(ト) 統計資料
(ナ) 第三者が算定した もの	(ニ) 昇給モデル	(ヌ) 代替的な方法	(ネ) 依頼者から入手 した資料
(ノ) 統計モデルの パラメータ	(ハ) モデル給与	(ヒ) 年齢別の指数	(フ) 年数別の粗製給与
(ヘ) 経験年数	(ホ) 貢献度	(マ) 学歴	(ミ) 職種

設問 5. 次は、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律（法律第六十六号）」により平成二十九年一月一日から施行される確定拠出年金法に規定する「企業型年金加入者」及び「個人型年金加入者」に関する記述である。

第九条 実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で（ a ）の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、（ b ）に達した日の前日において当該実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であった者で（ b ）に達した日以後引き続き当該実施事業所に使用される第一号厚生年金被保険者又は（ c ）であるもの（当該一定の年齢に達していない者に限る。）のうち（ b ）に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

（以下略）

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、（ d ）に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（同法第八十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び同法第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者（以下これらの者を「保険料免除者」という。）を除く。）

二 （ b ）未満の（ e ）（企業型年金加入者（企業型年金規約において第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた企業型年金に係るものを除く。）その他政令で定める者（第三項第七号において「企業型年金等対象者」という。）を除く。）

三 （ f ）

（以下略）

【選択肢】

(ア) 五十五歳	(イ) 六十歳	(ウ) 六十五歳	(エ) 七十歳
(オ) 六十歳以上六十五歳以下		(カ) 六十歳以上七十歳以下	
(キ) 六十歳以上		(ク) 六十五歳以上	
(ケ) 第二号厚生年金被保険者		(コ) 第三号厚生年金被保険者	
(カ) 第四号厚生年金被保険者		(シ) 被用者年金被保険者等	
(ス) 確定給付企業年金加入者		(セ) 中小企業退職金共済契約の被共済者	
(リ) 厚生年金基金加入員		(ト) 企業型年金運用指図者	
(フ) 農業者年金の被保険者		(ニ) 厚生年金保険の被保険者	
(テ) 国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員			
(ト) 国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者			
(チ) 確定拠出年金運営管理機関		(ニ) 連合会	
(リ) 厚生労働大臣		(ネ) 事業主	



設問 6. 次は、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律（法律第六十六号）」により、2 年以内で政令で定める日から施行される「中小企業退職金共済法」に記載されているポータビリティに関する記述である。

#### 第十七条

第八条第二項第二号の規定により退職金共済契約が（ a ）された際に、当該（ a ）された退職金共済契約の共済契約者が、当該（ a ）された退職金共済契約の被共済者に係る確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金（第三十一条の三及び第三十一条の四において「確定給付企業年金」という。）、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第二項に規定する（ b ）（第三十一条の三及び第三十一条の四において「（ b ））」という。）その他の政令で定める制度であつて、厚生労働省令で定める要件を備えているもの（以下この条において「特定企業年金制度等」という。）の（ c ）の通知をした場合には、前条第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共済者に（ d ）を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該（ a ）後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者の同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る特定企業年金制度等への（ d ）に相当する額の引渡しに関する申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る（ d ）に相当する額の範囲内の金額で厚生労働省令で定める金額を、確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する資産管理運用機関等（第三十一条の三及び第三十一条の四において「資産管理運用機関等」という。）、確定拠出年金法第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（第三十一条の三及び第三十一条の四において「資産管理機関」という。）その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものに引き渡すものとする。

(以下略)

#### 第三十一条の四

共済契約者が（ e ）（平成十七年法律第八十六号）その他の法律の規定による合併、（ f ）その他の行為として厚生労働省令で定める行為（以下この項において「合併等」という。）をした場合であつて、当該合併等により退職金共済契約が第八条第三項第一号の規定に基づき（ a ）された被共済者を加入者とする確定給付企業年金又は（ b ）加入者とする（ b ）を実施するときは、機構は、当該共済契約者が当該被共済者の同意を得て厚生労働省令で定めるところにより行う確定給付企業年金又は（ b ）（厚生労働省令で定めるものに限る。）への（ d ）に相当する額の移換に関する申出に基づき、資産管理運用機関等又は資産管理機関に当該同意を得た被共済者に係る（ d ）に相当する額を移換するものとする。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 解約手当金	(イ) 基本退職金	(ウ) 解約返戻金	(エ) 分配金
(オ) 統合	(カ) 会社分割	(キ) 移転	(ク) 移転若しくは承継
(ク) 解除	(コ) 承継	(サ) 減額	(シ) 変更
(ス) 退職給付会計基準	(セ) 企業会計基準	(ソ) 商法	(タ) 会社法
(フ) 個人型年金	(ツ) 企業型年金若しくは個人型年金	(テ) 企業型年金	(ト) 個人別管理資産
(ナ) 新たに実施	(ニ) 実施	(ヌ) 解約	(ネ) 脱退

設問 7. 次は、平成 26 年財政検証結果レポート「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」  
(詳細版) のオプション試算に関する記述である。

オプション試算は、( a ) 改革国民会議の報告書(平成25年8月)やこの報告書を受けて成立した持続可能な( a ) の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)において指摘された年金制度の課題について、今後の検討に資するよう、一定の( b ) を仮定して実施した試算であり、法律で要請される現行制度に基づく財政検証に加えて実施したものである。具体的には、3種類のオプション試算を実施しており、それぞれ、

- ① 物価や( c ) の伸びが( d ) でもマクロ経済スライドがフルに発動するように仕組みを見直した場合、
- ② ( e ) の更なる適用拡大を行った場合、
- ③ ( f ) の延長や( g ) の繰り下げを行った場合

について、マクロ経済スライドの( h ) 時期や( h ) 後の給付水準等について試算を行っている。

なお、オプション試算は、年金制度の課題の検討材料として、様々な議論のベースを提供するものであり、今回の試算内容がそのまま制度化されることを前提としたものではない。

**【選択肢】**

(ア) 制度改正	(イ) 経済前提の悪化	(ウ) 少子高齢化の進展	(エ) リスクシナリオ
(オ) 社会保障制度	(カ) 雇用規制	(キ) 公的年金制度	(ク) 年金財政
(ケ) 高い場合	(コ) 低い場合	(ク) プラスの場合	(シ) マイナスの場合
(ス) 運用収入	(セ) 賃金	(ソ) 労働力人口	(タ) 平均寿命
(フ) 開始	(ツ) 中断	(テ) 見直し	(ト) 終了
(ナ) 非正規労働者	(ニ) 短時間労働者	(ヌ) 被用者年金	(ネ) 被用者保険
(ノ) 資格喪失年齢	(ハ) 加入可能年齢	(ヒ) 受給開始年齢	(フ) 定年年齢
(ヘ) 財政均衡期間	(ホ) 保険料拠出期間	(マ) 給付水準調整期間	(リ) 受給資格期間

設問 8. 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

- 第 4 条 会員は、その社会的使命にかんがみ、年金数理人の信用又は（ a ）を害するような行為をしてはならない。
- 2 会員は、年金数理に関する専門機能の（ b ）を高めるように行動しなければならない。
- 3 会員は、誤りや誤解を与えるおそれがあると認識している又は認識すべき広告宣伝活動や勧誘に従事してはならない。

【選択肢】

(ア) 名誉	(イ) 業績	(ウ) 評判	(エ) 品位	(オ) 信頼
(カ) 能力	(キ) 信望	(ク) 知識	(ケ) 地位	(コ) 機能

問題 2. A、B いずれかを選択し解答せよ。

A. 厚生年金基金における責任準備金相当額に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

設問 1. 以下は、通知「厚生年金基金の解散又は代行返上(過去返上)の認可後の責任準備金相当額の納付について」における解散等の認可後、可及的速やかに徴収することとなる額に関する記述である。次の①～⑥の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

3 徴収することとなる額

- (1) 通常解散又は代行返上(過去返上)の認可を受けた厚生年金基金については、解散等( ① )時の責任準備金相当額として報告された額。ただし、責任準備金相当額の全部又は一部を( ② )している場合は、当該( ② )済額の合計額を除く(以下、(2)及び(3)において同じ。)
- (2) ( ③ )により解散の認可を受けた厚生年金基金については、解散( ① )時の責任準備金相当額として報告された額、又は、年金給付等積立金として報告された額のいずれか小さい額
- (3) ( ④ )のみの解散の( ① )を受けた厚生年金基金については、解散( ① )時の減額責任準備金相当額として報告された額

(注 1) 責任準備金相当額の算定において、( ⑤ )等の計上に関しては報告書の作成時において想定できる今後の支払額を含めるものとする。

(注 2) 年金給付等積立金額の算定において、未収掛金等については本件の申出後( ⑥ )以内に確実に回収できる額を計上し、流動負債及び支払備金については今後支払の可能性のある額を計上するものとする。

設問 2. 「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法(平成二十六年三月二十四日厚生労働省告示第九十五号)」(以下、「厚生労働省告示第九十五号」という)の附則に定める平成三十一年三月三十一日以前に解散等の認可の申請をした場合に用いることができる責任準備金相当額の算定に係る経過措置を簡記せよ。

設問 3. 厚生労働省告示第九十五号の附則に定める、解散計画を提出した厚生年金基金が自主解散型納付計画の承認を受けて解散した場合に用いることができる責任準備金相当額の算定方法を簡記せよ。

B. 確定拠出年金制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

設問 1. 以下は、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律(法律第六十六号)」により、2年以内で政令で定める日から施行される確定拠出年金法第三条に規定する「規約の承認」、同法第二十三条に規定する「運用の方法の選定及び提示」及び同法第六十八条の二に規定する「中小事業主掛金」に関する記載である。次の①～⑥の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

第三条

(中略)

- 5 厚生年金適用事業所の事業主が次に掲げる要件に適合する企業型年金(第十九条第二項及び第二十三条第一項において「( ① )」という。)について、第一項の承認を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、前項第三号から第五号までに掲げる書類及び同項第六号に掲げる書類(厚生労働省令で定める書類に限る。)の添付を省略することができる。
- 一 実施事業所に使用される全ての第一号等厚生年金被保険者(厚生労働省令で定める者を除く。)が実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有すること。
  - 二 実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を有する者の数が( ② )以下であること。
  - 三 その他厚生労働省令で定める要件
- 6 (略)

第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用関連運営管理機関等」という。)は、政令で定めるところにより、次に掲げる運用の方法のうち政令で定めるもの(次条第一項において「対象運用方法」という。)を、企業型年金加入者等による適切な運用の方法の選択に資するための上限として政令で定める数以下で、かつ、( ③ )以上(( ① )を実施する事業主から委託を受けて運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(運用関連業務を行う( ① )を実施する事業主を含む。)にあっては、( ④ )以上)で選定し、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者等に提示しなければならない。

(以下略)

第六十八条の二 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者が前条第一項の規定により掛金を拠出する場合（第七十条第二項の規定により当該中小事業主を介して納付を行う場合に限る。）は、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第一号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、政令で定めるところにより、（ ⑤ ）、定期的に、掛金を拠出することができる。

2 中小事業主は、前項の規定による掛金（以下「中小事業主掛金」という。）を拠出する場合には、中小事業主掛金の拠出の対象となる者について、（ ⑥ ）を定めることができる。この場合において、中小事業主は、同項の同意を得なければならない。

（以下略）

設問 2. 確定拠出年金法第四条第一項第三号中の「給与」について、通知「確定拠出年金制度について」の別紙「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)」に給与の具体的な内容について記載されている。このうち、以下に掲げる給与を用いる場合の基準について簡記せよ。

- ①年金制度のために特別に定められた給与を用いる場合
- ②厚生年金保険の標準報酬を基にした給与を用いる場合

設問 3. 確定拠出年金法第八十三条第一項に規定する「その他の者の個人別管理資産の移換」に関して、企業型年金の加入者が資格を喪失したときに、当該資格喪失者に対して、個人別管理資産の移換に関して事業主が十分に説明すべき事項を 2 つ簡記せよ。

問題 3. 確定給付企業年金制度における給付の額の改定方法に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

設問 1. 以下は、確定給付企業年金法施行規則第二十八条に規定する「給付の額の再評価等の方法」に関する記載である。次の①～④の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

第二十八条 令第二十四条第一項第三号の再評価は、規約で定める期間ごとに、次条第一項各号に掲げるもの(以下「指標」という。)を用いて行うものとする。

2 令第二十四条第三項の額の改定は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一 給付の支給を開始して一定の期間が経過したとき又は一定の年齢に達したときに、次のいずれかの方法により改定する方法

イ ( ① )

ロ 令第二十四条第一項各号のいずれかの方法(当該給付の額を算定した方法を除く。)

二 規約で定める期間ごとに、次のいずれかの加算を行うことにより改定する方法

イ ( ② ) に、当該 ( ② ) に ( ③ ) を加算すること。

ロ ( ④ ) に、規約で定める期間、指標を第二十六条第三項第一号の予定利率とみなして算定するとした場合における給付の額があらかじめ定めた給付の額を上回る額その他これに類する額を加算すること(当該指標が第二十六条第三項第一号の予定利率を上回る場合に限る。)

三 給付の支給を開始した後に加入者期間の全部又は一部により給付の額を改定する方法

設問 2. 給付の額の改定方法として、確定給付企業年金法施行規則第二十八条第二項第二号ロに規定する方法に関し、事務連絡「<参考 1>規約型確定給付企業年金規約例」において、2通りの方法が記載されている。当該2通りの方法の内容を簡記せよ。

設問 3. 下記前提を用いて設問 2 の 2通りの方法による X+15 年度の年金額をそれぞれ算出せよ。解答にあたっては、金額の端数処理は円未満を四捨五入することとし、設問 2 において解答した順に解答せよ。なお、解答に至るまでの計算式や過程は論述しなくてよい。

<前提>

- ・支給開始時 (X 年度期初) の仮想個人勘定残高 : 1,000 万円
- ・20 年確定年金 (年 1 回期末払い)
- ・受給中の死亡時には遺族に転給を行うものとする
- ・給付の額の改定は年 1 回期初に行うものとする
- ・設問 2 の方法以外の給付の額の改定は行わないものとする
- ・遺族一時金・選択一時金を選択せず、年金の給付を選択するものとする
- ・指標の実績値は以下のとおり

X 年度～X+14 年度 : 2.0%、X+15 年度～X+19 年度 : 2.5%



・年 1 回期末払い確定年金現価率は以下のとおり

	2.0%	2.5%
5 年確定年金現価率	4.71346	4.64583
15 年確定年金現価率	12.84926	12.38138
20 年確定年金現価率	16.35143	15.58916

問題 4 . 次は、ある企業の確定給付企業年金制度の財政決算における非継続基準に関する数値である。以下の問題にそれぞれ解答せよ。なお、解答に至るまでの計算式や過程も論述せよ。また、金額の端数処理は千円未満を四捨五入すること。(10 点)

財政決算日の状況 (単位：千円)

	平成 28 年 5 月 31 日	平成 27 年 5 月 31 日	平成 26 年 5 月 31 日	平成 25 年 5 月 31 日
純資産額	574,000	600,000	590,000	520,000
最低積立基準額	654,000	630,000	620,000	600,000

設問 1 . 平成 28 年 5 月 31 日を基準日とする財政決算において、非継続基準の財政検証に抵触している。非継続基準の財政検証の過程を具体的な数値を示して説明せよ。

設問 2 . 当該企業は平成 28 年 5 月 31 日を基準日とする財政決算における非継続基準抵触に伴う特例掛金額について、確定給付企業年金法施行規則第 58 条及び第 59 条の方法により算出することとしている。「確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令(平成 28 年 4 月 8 日厚生労働省令第 90 号)」の施行以後可能とされている特例掛金額の算出における 3 つの方法(平成 29 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度に係る決算に適用することができる経過措置を含む)により特例掛金額を算出し、その拠出方法(拠出時期)を示せ。なお、それぞれの方法について、特例掛金額は最低限必要な掛金の年額とし、計算の前提は以下の数値等を用いよ。

<前提>

- 平成 28 年 6 月 1 日から 1 年間の積立金の変動見込み額
  - ・ 積立金の増加見込み額 32,000 千円  
(うち、掛金(標準掛金及び特別掛金)の額 15,000 千円)
  - ・ 積立金の減少見込み額 27,000 千円
- 平成 29 年 5 月 31 日における最低積立基準額の見込額は 650,000 千円
- 平成 28 年 6 月 1 日の属する年度の特例掛金の拠出はない

設問 3 . 当該企業は、設問 2 . の 3 つの方法のうち、平成 29 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度に係る決算に適用することができる経過措置による方法を採用しないことを決定した。残りの 2 つの方法から特例掛金額の算出方法を選択する場合に、当該 2 つの方法のどちらを選択するかにあたって留意すべき事項を 2 つ選んで簡記せよ。

問題 5. 次は、X 年度における A 社の退職給付会計に関する前提である。以下の設問にそれぞれ解答せよ。  
(10 点)

<前提>

- ・企業会計基準委員会が公表している「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」を適用している
- ・X 年度末の国債の利回りを基礎として割引率を決定している
- ・割引率の設定方法 : デュレーションアプローチ
- ・X 年度末の退職給付債務のデュレーション : 13 年
- ・X 年度末の加重平均期間 : 14 年
- ・X-1 年度末の割引率 : 0.90%
- ・国債と優良社債のスポットレート
  - 13 年に対応する国債のスポットレート : 0.25%
  - 14 年に対応する国債のスポットレート : 0.35%
  - 13 年に対応する優良社債のスポットレート : 0.45%
  - 14 年に対応する優良社債のスポットレート : 0.55%
- ・国債と優良社債のイールドカーブを割引率として計算した退職給付債務と等価となる単一の加重平均割引率
  - 国債のイールドカーブに基づく加重平均割引率 : 0.25%
  - 優良社債のイールドカーブに基づく単一の加重平均割引率 : 0.55%

設問 1. 以下は、企業会計基準委員会が公表している「退職給付に関する会計基準の適用指針」に規定する「割引率変更の要否」に関する記載である。次の①～③の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

30. 割引率は期末における安全性の高い債券の利回りを基礎として決定されるが（会計基準第 20 項）、（ ① ）において割引率を再検討し、その結果、少なくとも、（ ② ）が退職給付債務に重要な影響を及ぼすと判断した場合にはこれを見直し、退職給付債務を再計算する必要がある。

重要な影響の有無の判断にあたっては、前期末に用いた割引率により算定した場合の退職給付債務と比較して、期末の割引率により計算した退職給付債務が 10% 以上変動すると（ ③ ）ときには、重要な影響を及ぼすものとして期末の割引率を用いて退職給付債務を再計算しなければならない（第 72 項参照）。

設問 2. A社の X 年度末における「割引率変更の要否」について簡記せよ。解答にあたっては、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が公表している「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の「付録 1 適用指針第 30 項で、重要な影響を及ぼすものとして再計算しなければならないとされている場合に該当しない期末の割引率の目安」を利用した判断ができるものとする。

<付録 1 抜粋>

	0.9%	1.0%
13 年	0.2~1.7	0.3~1.8
14 年	0.3~1.6	0.4~1.7

設問 3. A社は、IFRS に基づく財務報告を作成することを検討している。IAS19 の適用にあたり、割引率設定にあたって検討すべき事項を 3 つ選んで簡記せよ。

問題 6 【所見問題】. A 社が単独で実施している規約型確定給付企業年金の給付設計等や直近の諸数値は以下のとおりである。ここ何年かの運用成果の好調さを主要因として、年金財政上の剰余金の水準が過去最高水準の状況にあり、剰余金の有効活用策について検討することになった。当該剰余金の有効活用策として考えられる方法を複数挙げ、それぞれの方法の効果・留意点等を踏まえ、所見を述べよ。なお、解答にあたっては、現行法令等で可能な方法以外に、今後の法令等の整備も視野に入れて考えられる方法があれば、その方法についても述べること。(35 点)

<給付設計等>

- ・退職一時金制度からの移行割合が 100%の規約型確定給付企業年金
- ・ポイント制キャッシュバランスプラン
- ・給付の額の再評価等に用いる率は、加入中・据置（繰下）中・受給中共通であり、10 年国債の応募者利回りの過去 5 年平均（下限：下限予定利率）で毎年見直される
- ・定年年齢・標準退職年齢・老齢給付金の支給開始年齢は 60 歳（65 歳まで支給の繰下げが可能）
- ・老齢給付金の支給期間は、5 年、10 年、15 年、20 年（全期間保証）の選択制
- ・老齢給付金のうち一時金として支給を請求する部分の割合は、50%又は 100%
- ・22 歳で入社した者が定年退職した場合のモデル一時金額は 2,500 万円
- ・予定利率は、年 2.5%
- ・給付の額の再評価等に用いる指標の予測は、年 1.5%
- ・財政方式は加入年齢方式
- ・年金資産の 20%を国内債券、20%を外国債券、25%を国内株式、25%を外国株式、10%を生保一般勘定で運用している

<直近の諸数値（平成 28 年 3 月末）>

- ・純資産額=320 億円
- ・責任準備金=240 億円
- ・数理債務=260 億円
- ・最低積立基準額=265 億円
- ・特別掛金の残余償却期間=4 年（元利均等償却（固定額）、年 1 回期末払）
- ・年間標準掛金額=10.5 億円
- ・年間特別掛金額=5.3 億円
- ・成熟度（年金受給権者数/加入者数）=18.5%